

2026年10月28日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田二丁目12番19号
株式会社テクノマセマティカル
代表取締役社長 田 中 正 文

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.tmath.co.jp>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択のうえ、ご確認ください。）

株主総会資料 掲載ウェブサイト
<https://d.sokai.jp/0002386/26508717/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年11月11日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年11月12日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東五反田二丁目3番5号 五反田中央ビル
スタンダード会議室 4階 C会議室
（前回の定時株主総会とは開催場所が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
決 議 事 項
議 案 当社と株式会社アパールデータとの株式交換契約承認の件

以 上

~~~~~  
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ・株式会社アパールデータの最終事業年度に係る計算書類等の内容

## 株主総会参考書類

### 議 案 当社と株式会社アパールデータとの株式交換契約承認の件

当社は、2026年9月11日開催の取締役会において、株式会社アパールデータ（以下「アパールデータ」といい、当社とアパールデータを総称して「両社」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で下記「2. 本株式交換契約の内容」に記載の株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を両社間で締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約についてご承認をお願いするものであります。

なお、本株式交換は、アパールデータについては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、アパールデータの株主総会による承認を受けずに、当社については、本臨時株主総会において、本株式交換契約のご承認を受けた上で、2026年12月3日を効力発生日として行われる予定です。また、当社は、2026年6月3日付で公表した「当社株式の上場廃止の決定および整理銘柄の指定に関するお知らせ」に記載のとおり、流通株式時価総額が上場維持基準に適合しないため、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において2026年10月1日付で上場廃止（最終売買日は2026年9月30日）となっております。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は次のとおりです。

#### 1. 本株式交換を行う理由

アパールデータは、1959年8月、東京都渋谷区において東洋通信工業株式会社として設立され、その後の社名変更等を経て、1991年2月に東京証券取引所に株式を上場し、現在は東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。アパールデータは、「超高速」をキーワードに、FPGA技術を駆使したアナログ・画像処理・光通信関連モジュールの自社開発を行っております。半導体製造装置関連を中心に、組込みモジュール・画像処理モジュール・計測通信機器等の自社製品と、産業用制御機器・計測機器の受託製品を両輪に事業を展開しており、設計から製造までの一貫体制と60年超の実績・複合技術による提案力を強みとしております。アパールデータは、2026年5月14日に公表した中期経営計画において、自社製品を注力領域と位置づけ、CPU・高速AD変換・画像処理・通信技術を組み合わせた統合プラットフォームにより、産業用ロボット・医療機器・食品薬品検査・社会インフラの4分野への展開を推進する方針を掲げております。マーケットイン型の研究開発を強化するとともに、国内外の新分野開拓と中国を中心とした海外展開により、半導体に次ぐ新たな成長の柱の確立と海外市場の売り上げ拡大を目指しております。

一方、当社は、2000年6月に設立され、2005年12月に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場し、その後の市場区分の見直しを経て、2026年9月30日まで東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。当社は、独自の数学的手法を用いたアルゴリズムである「DMNA (Digital Media New Algorithm)」を中核技術として、映像・音声等のデジタルメディアに関する圧縮・伸張、画像処理等の技術開発を行い、ソフトウェアIP、ハードウェアIPのライセンス及び低遅延を特色とする各種製品・ソリューションの提供を中心に事業を展開しております。近年では、従来の映像・画像関連の民生分野に加え、官公庁・防衛・宇宙分野をはじめとする、信頼性が高く高速かつ高度なデータ処理が求められる領域への展開を進めております。また、当社は、既存技術の高度化及び新たなアルゴリズムの研究開発を継続するとともに、これまで培ってきた低遅延を特色とする画像・映像処理技術等を活用し、成長が期待される分野における新規案件の獲得及び顧客基盤の拡大を進めることで、中長期的な事業成長及び企業価値の向上を目指しております。

こうした中、当社は、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準である流通株式時価総額10億円への2026年3月31日までの適合に向け、業績向上による企業価値の拡大に取り組んでまいりましたが、並行して、当該基準を所定の期限までに充足することが困難となった場合に備え、2026年3月頃から、今後の資本政策について具体的な検討を進めてまいりました。

当社は、かかる資本政策の具体的な検討の過程において、2026年6月12日付の当社の取締役会にて福岡証券取引所への重複上場申請の決議（2026年8月12日付同取締役会にて福岡証券取引所への重複上場申請の中止の決議済み）を行うなど、当社株式の流動性の確保に向けた対応を進めるとともに、中長期的な企業価値の向上及び株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーへの影響を総合的に勘案し、福岡証券取引所への重複上場以外の選択肢も模索してまいりました。

かかる検討の一環として、当社は、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるM&Aキャピタルパートナーズ株式会社（以下「M&Aキャピタルパートナーズ」といいます。）を通じて、当社株式の流動性の確保を含む株主をはじめとしたステークホルダーへの影響に配慮しつつ、当社の事業及び技術との親和性、将来的な事業の発展並びに経営基盤の強化に資する可能性等の観点から、資本パートナー候補の探索を行ってまいりました。

このような状況の下、アパールデータは、中期経営計画に掲げる「半導体に次ぐ新たな成長の柱」の早期確立に向け、事業ポートフォリオマネジメントの高度化及びM&A等を含む戦略投資の可能性を検討する中で、アパールデータが有するハードウェア開発・製造技術及び顧客基盤と、当社が有する画像圧縮・画像処理に関するアルゴリズム及びソフトウェア技術との間には高い補完性があると考え、2026年5月頃から、当社との資本業務提携を含む協業の可能性について具体的な検討を開始しました。

その後、アパールデータは、2026年6月1日に当社に対して関心表明書を提出し、当社に対する初期的なデュー・ディリジェンスを実施しました。その結果、両社の技術、製品及び顧客基盤を組み合わせることにより、アパールデータの既存製品の高付加価値化、新たな製品及びソリューションの共同開発並びに当社の技術ライセンスの展開拡大等が期待できるとの判断に至り、2026年7月3日、当社に対して、完全子会社化に関する意向表明書を提出しました。

両社は、資本業務提携その他の限定的な提携形態についても検討しましたが、両社がそれぞれ独立した経営主体である状態では、研究開発計画及び製品戦略の一体的な策定、技術情報及び顧客情報の共有、研究開発人員及び投資資金の柔軟な配分並びに両社一体となった営業活動を機動的に実施する上で一定の制約が生じると考えました。これに対し、当社をアパールデータの完全子会社とすることにより、両社の経営資源を一体的かつ機動的に活用し、中長期的な観点から研究開発及び事業拡大に取り組む体制を構築することが可能になると判断いたしました。

本株式交換の実現により、主として以下のシナジーを想定しております。

① 新製品・新ソリューションの開発

アパールデータの画像処理モジュール等に当社の画像圧縮・画像処理ソフトウェア I P /ハードウェア I P を組み込むことで、既存製品の付加価値向上を図ります。また、アパールデータのハードウェア技術と当社の画像アルゴリズム・ソフトウェア I P /ハードウェア I P を組み合わせることで、トータルソリューションの共同開発を推進してまいります。

② 当社の事業規模拡大

アパールデータの既存顧客に対して当社の技術のライセンス提案を行うことにより、ライセンス採用件数及びロイヤルティ収入の拡大を図ります。あわせて、アパールデータの顧客における適用事例・成功事例を通じて、当社の他の顧客・市場への横展開の加速も期待できるものと考えております。

また、両社は、想定されるシナジー等の検討と並行して、複数回にわたり本株式交換の条件に係る協議・交渉を重ね、総合的に検討した結果、本株式交換により、当社がアパールデータの完全子会社となり、アパールデータに合流することが、相互に相乗効果を引き出し、両社の企業価値の向上に資するものであり、それぞれの株主の皆様の利益となるものであるとの認識で一致したことから、2026年9月11日、両社の取締役会において、アパールデータが当社を完全子会社とすることを目的として本株式交換を実施することを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。

## 2. 本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は、以下に掲げる「株式交換契約書（写）」に記載のとおりであります。

### 株式交換契約書（写）

株式会社アバールデータ（以下「甲」という。）及び株式会社テクノマセマティカル（以下「乙」という。）は、2026年9月11日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

#### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

##### (1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社アバールデータ

住所：東京都町田市旭町一丁目25番10号

##### (2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社テクノマセマティカル

住所：東京都品川区西五反田二丁目12番19号

#### 第3条（本株式交換に際して交付する金銭の額及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第7条に基づく自己株式の消却後における乙の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、本割当対象株主が有する乙の普通株式に代えて、本割当対象株主が有する乙の普通株式の合計数に金690円を乗じて得た額と同額の金銭を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、金690円の割合をもって割り当てる。

#### 第4条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026

年12月3日とする。ただし、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第5条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会による承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会による承認が必要となった場合は、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、本契約の承認を受ける。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに会社法第783条第1項に定める株主総会の決議によって、本契約の承認を受ける。

#### 第6条（会社財産の管理等）

乙は、本契約締結後、本効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行うこととし、本契約に定めるもの並びに甲及び乙間で別途合意したものを除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを実行する。

#### 第7条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに行われる取締役会の決議により、基準時において乙が保有する全ての自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時をもって消却するものとする。

#### 第8条（本株式交換の条件変更及び本株式交換の解除）

本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

#### 第9条（本契約の効力）

本契約は、（i）会社法第796条第3項の規定により本契約につき甲の株主総会による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までの間に、第5条第1項但書に定める株主総会の決議による承認を得られなかった場合、（ii）本効力発生日の前日までに、第5条第2項に定める株主総会の決議による承認を得られなかった場合、（iii）前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第10条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（誠実協議義務）

甲及び乙は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議の上これを解決する。

（以下余白）

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

2026年9月11日

甲：

東京都町田市旭町一丁目25番10号

株式会社アパールデータ

代表取締役社長 岩本 直樹 ⑨

乙：

東京都品川区西五反田二丁目12番19号

株式会社テクノマセマティカル

代表取締役社長 田中 正文 ⑨

### 3. 交換対価の相当性に関する事項

#### (1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

##### ① 本株式交換の方法

本株式交換は、アパールデータを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。

なお、本株式交換は、本株主総会において、本株式交換契約のご承認を受けた上で、2026年12月3日を効力発生日として行われる予定です。

##### ② 本株式交換に係る割当ての内容

アパールデータは、会社法第768条第1項第2号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換によりアパールデータが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主に対し、その所有する当社株式1株につき690円（本株式交換の対価を、以下「本株式交換対価」といいます。）の割合で金銭を交付する予定です。

また、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時の直前時において消却する予定です。

##### ③ 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

###### (ア) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記3.（1）の「②本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換対価の決定にあたり、本株式交換対価の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に当社株式の株式価値の算定を依頼することとし、アパールデータは山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、当社は株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）を、第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

そして、両社は、下記（イ）「算定に関する事項」に記載のとおり、それぞれが選定した第三者算定機関から提出を受けた株式価値の算定結果を踏まえて慎重に検討し、当社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。

アパールデータにおいては、下記（3）の「① 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから2026年9月10日付で受領した当社株式の株式価値に関する算定書、法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換対価は妥当であり、アパールデータの株主の皆様利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換対価により本株式交

換を行うことが妥当であると判断しました。

他方で、当社においては、下記（３）の「① 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である赤坂国際会計から2026年9月10日付で受領した当社株式の株式価値に関する算定書、法務アドバイザーである増田パートナーズ法律事務所からの助言、並びにアバールデータ及び当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。詳細については、下記（３）の「① 公正性を担保するための措置」の「（ウ） 当社における独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。）からの指示、助言及び答申書等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、（i）本株式交換対価（当社株式1株につき690円）は、赤坂国際会計から2026年9月10日付で受領した当社株式の株式価値に関する算定書の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法の算定結果の上限値を超え、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジ内に位置し、かつ2026年6月30日現在の当社の1株当たり純資産額686.43円を超える金額であること、（ii）本株式交換対価は、2026年9月10日の東京証券取引所における当社株式の株価終値325円に対して、112.31%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、過去1ヶ月間（2026年8月12日から2026年9月10日）の株価終値単純平均値336円（小数点以下四捨五入。以下、株価終値単純平均値の計算において同じです。）に対して105.36%、過去3ヶ月間（2026年6月11日から2026年9月10日）の株価終値単純平均値302円に対して128.48%、過去6ヶ月間（2026年3月11日から2026年9月10日）の株価終値単純平均値374円に対して84.49%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であって、直近の株価に対するプレミアム水準のみならず、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の株価終値単純平均値に対するプレミアム水準をも総合的に考慮すれば、合理的な水準のプレミアムが付された金額であること、（iii）下記（３）の「① 公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じる等、当社の一般株主に対して配慮がなされていること、また、（iv）本株式交換対価は、その決定過程において、本特別委員会自身がアバールデータと交渉を行うことにより、取引条件に関する交渉過程に関与した上で当社の一般株主にとって不利益とならないよう誠実に協議及び交渉をした結果として得られた価格であると考えられることから、本株式交換対価は妥当であり、当社株主にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本株式交換対価により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、アバールデータ及び当社は、本株式交換対価が妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至り、2026年9月11日開催の両社の取締役会により、本株式交換対価を含む本株

式交換契約の締結を決議いたしました。

なお、本株式交換対価は、算定の基礎となる諸条件に重要な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

#### (イ) 算定に関する事項

##### (i) 算定機関の名称及び両社との関係

アパールデータの第三者算定機関である山田コンサル及び当社の第三者算定機関である赤坂国際会計は、いずれも、アパールデータ及び当社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

なお、本株式交換に係る山田コンサルに対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行や本株式交換が不成立となった場合にアパールデータに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等を勘案しますと、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

また、本株式交換に係る赤坂国際会計に対する報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表又は成立等を条件として支払われる成功報酬は含まれておりません。

##### (ii) 算定の概要

山田コンサルは、当社株式が2026年9月30日まで東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、算定時点では市場株価が存在したことから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、2026年9月10日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均値を採用しております。

また、山田コンサルによるDCF法での算定は、当社から提供を受けた2027年3月期から2029年3月期までの3期分の事業計画を基礎とし、直近までの業績の動向、アパールデータが当社に行ったデュー・ディリジェンスの結果及び本株式交換の実施により想定されるシナジー等の諸要素を考慮してアパールデータが調整した、2027年3月期から2029年3月期までの3期分の当社の事業計画（以下「調整後事業計画」といいます。）を前提しております。調整後事業計画においては、対前期比で利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期は、2026年3月期のソフトウェアIPの一過性の売上高の影響がなくなることから前期

比で売上高が減少することにより、営業利益に前期と比較して大幅な減少を見込んでおり、2028年3月期及び2029年3月期の営業利益には、ソフトウェア I P /ハードウェア I P を中心とした売上高の増加を要因として、それぞれ前期と比較して大幅な増加を見込んでおります。また、2027年3月期のフリー・キャッシュ・フローにおいては、前期比で売上高が減少することにより、前期と比較して大幅な減少を見込んでおり、2028年3月期及び2029年3月期のフリー・キャッシュ・フローにおいては、運転資本の増減により、それぞれ前期と比較して、大幅な減少及び大幅な増加を見込んでおります。なお、当社の利益計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値の算定結果は、以下のとおりとなります。

| 採用手法    | 1株当たりの株式価値の算定レンジ |
|---------|------------------|
| 市場株価法   | 302円～374円        |
| D C F 法 | 588円～788円        |

山田コンサルは、株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、当社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、アパールデータがその内容を精査し調整したことを前提としております。山田コンサルの算定は、2026年9月10日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものととなります。

赤坂国際会計は、当社株式が2026年9月30日まで東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、算定時点では市場株価が存在したことから市場株価法を、当社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F 法を、また、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価手法による当社株式の1株当たりの株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

| 採用手法    | 1株当たりの株式価値の算定レンジ |
|---------|------------------|
| 市場株価法   | 302円～374円        |
| D C F 法 | 667円～824円        |
| 類似会社比較法 | 582円～665円        |

市場株価法においては、2026年9月10日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値を基礎として、同社株式の株式価値を算定しております。

D C F 法においては、当社が作成した2027年3月期から2029年3月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を算定しております。

赤坂国際会計がD C F 法による当社株式の株式価値の算定の基礎とした当社の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における当社の財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2028年3月期及び2029年3月期において、防衛・宇宙関連分野、映像処理分野における案件拡大等に起因する売上高の増加による利益率の改善等に伴い、営業利益、E B I T D A、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、D C F 法による算定の前提とした本事業計画には加味されておられません。

また、本事業計画は、当該本事業計画の具体的な計画数値の作成過程において、アパールデータによる関与はなく、アパールデータから独立して作成されたものであり、本特別委員会は、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について当社から説明を受け、その合理性について確認しております。

類似会社比較法においては、当社と比較的類似する事業を営む類似上場会社を選定した上で、事業価値に対するE B I T D Aの倍率を用いて当社の株式価値を算定しております。

## （2） 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

本株式交換対価を金銭とした理由としては、上場廃止後の株式交換ながら、当社株式が上場していた一定の期間の市場株価に一定のプレミアムを付した経済的な利益を、当社の株主の皆様が現金という流動性が確保された状態で享受できることがメリットであること等を考慮しております。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項（利益相反を回避するための措置を含む。）

① 公正性を担保するための措置

(ア) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

アバールデータ及び当社は、本株式交換における株式交換対価の公正性を担保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に当社株式の株式価値の算定を依頼し、その算定結果を参考として、交渉・協議を行い、上記3. (1)の「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換対価により本株式交換を行うことを合意いたしました。

なお、アバールデータ及び当社は、第三者算定機関から本株式交換対価が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(イ) 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、アバールデータはTMI総合法律事務所を、当社は増田パートナーズ法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、それぞれ法的な観点から助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所及び増田パートナーズ法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

(ウ) 当社における独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社は、2026年7月6日に開催された取締役会決議により、アバールデータ及び当社並びに本株式交換の成否に利害関係を有しない、独立した委員である根木勝彦氏（独立社外取締役）、真鍋利明氏（社外監査役）及び松下近氏（社外監査役）並びに藤井崇仁氏（弁護士）の4氏から構成される本特別委員会を設置しました。なお、当初委員候補であった林紘子氏（社外監査役）については、健康上の理由から委員の就任を辞退しており、また、審議の充実の観点から本株式交換と類似の取引に関する専門性を補完する必要性が認められることから、当社と接点を持たず、かつ、かかる専門性を有する外部有識者である藤井崇仁氏を本特別委員会の委員として選任しております。

また、本特別委員会の委員の互選により、本特別委員会の委員長として藤井崇仁氏が選定されております。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更されております。本特別委員会における各委員の報酬については、根木勝彦氏（独立社外取締役）、真鍋利明氏（社外監査役）及び松下近氏（社外監査役）に対してはその職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、また、藤井崇仁氏に対して

はその職務の対価として答申内容にかかわらず時間単価での報酬を支払うものとされております。当該報酬には、本株式交換の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

その上で、当社は、取締役会における決議により、本特別委員会に対し、①本株式交換の目的の正当性・合理性、②本株式交換の取引条件の公正性・妥当性、③本株式交換に係る手続の公正性及び④①乃至③の観点から本株式交換を行うことが当社の一般株主にとって公正なものと言えるか（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問しました。また、当社の取締役会は、本株式交換の実施に関する当社の取締役会の意思決定は本株式交換への賛否を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重しなければならない、本株式交換の条件等について本特別委員会が妥当でないと判断した場合には、当社の取締役会は本株式交換の実施を承認しないことを決議しております。併せて、当社の取締役会は、本特別委員会に対し、(i) アパールデータとの交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び必要に応じて自ら交渉を行うこと等により、当社がアパールデータとの間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限、(ii) 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らのファイナンシャル・アドバイザー、第三者評価機関及び法務アドバイザーを選任若しくは指名する権限、又は当社の財務、法務等に関するアドバイザーを指名又は承認する権限、(iii) 必要に応じ、当社の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に合理的に必要な情報を受領する権限を付与しております。

本特別委員会は、2026年7月6日より2026年9月10日までの間に合計13回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われました。

具体的には、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるM&Aキャピタルパートナーズ、当社の法務アドバイザーである増田パートナーズ法律事務所及び当社の第三者算定機関である赤坂国際会計につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、当社のファイナンシャル・アドバイザー、法務アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、また本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認いたしました。

さらに、本特別委員会は、当社が社内に構築した本株式交換の検討体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしております。

その上で、本特別委員会は、増田パートナーズ法律事務所から本特別委員会の設置が求められる背景、本特別委員会の権限・役割等について説明を受け、本株式交換に関する意思決定の過程、方法その他の本株式交換に関する意思決定にあたっての留意点等についての法的助言を踏まえ、本株

式交換において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

また、本特別委員会は、本株式交換の目的・背景、本株式交換後の当社の経営方針、本株式交換のスキーム・取引条件等についてアパールデータの考えを聴取するとともに、当社の経営陣に対しても、当社の経営課題、アパールデータから受領した意向表明書に対する認識（本株式交換により得られるシナジー、本株式交換によるメリット・デメリットを含みます。）、本株式交換後の当社の経営方針に関する意見を聴取した上で質疑応答を実施しております。

加えて、本特別委員会は、当社から、当社の事業環境や運営方針についての説明を受けた上で、本事業計画の作成経緯及び内容の説明を受け、本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認しております。その上で、赤坂国際会計は、本事業計画を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、赤坂国際会計から、実施した当社株式の価値算定に係る算定手法、当該算定手法を採用した理由、各算定手法による算定内容及び重要な前提条件（DCF法における割引率（WACC）等のパラメータの数値、継続価値の算定方法及びその採用理由、類似会社比較法における類似企業及びその選定理由その他の前提を含みます。）について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、その合理性を確認しております。

さらに、本特別委員会は、アパールデータから2026年8月20日に本株式交換対価等の初回の提案を受けて以降も、当社や当社のアドバイザーから都度報告を受け、本株式交換対価等の条件について意見を述べ、かつ本特別委員会からアパールデータに対して複数回にわたり回答書面を送付することにより、本株式交換対価を含む本株式交換に関する取引条件につき、交渉過程に実質的に関与しております。

#### (エ) 答申書の内容

本特別委員会は、上記過程を経て、本諮問事項に対して慎重に協議及び検討を重ねた結果、①本株式交換により、(i)両社の製品及び技術を組み合わせることによる新製品・新ソリューションの開発が推進されること、(ii)アパールデータの既存顧客に対して当社の技術のライセンス提案を実施することによる当社の事業規模拡大が期待されること等から、本株式交換の目的は正当であり合理性を有すると認められる旨、②本株式交換対価は、当社の第三者算定機関である赤坂国際会計による市場株価法及び類似会社比較法に基づく株式価値の算定レンジの上限を上回り、かつ、DCF法に基づく株式価値の算定レンジの範囲内の水準であり、また、1株当たり純資産を上回る金額であること、当社株式の市場株価に対して類似事例との比較においても十分なプレミアムが付されていると評価できること、

本特別委員会がアパールデータとの協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受け、複数回にわたり交渉方針等について協議し、株式交換対価の引上げを要請するなど交渉過程に実質的に関与したこと、現金対価による本株式交換を実施することにより当社の一般株主に合理的な株式の換価機会を提供することが可能となること等から、本株式交換対価を含む本株式交換に係る取引条件の公正性・妥当性は確保されている旨、③本株式交換においては、当社における独立した本特別委員会の設置及び本特別委員会による交渉過程への実質的な関与のほか、独立した第三者算定機関である赤坂国際会計からの株式価値算定報告書の取得、独立したファイナンシャル・アドバイザーである増田パートナーズ法律事務所及び独立したファイナンシャル・アドバイザーであるM&Aキャピタルパートナーズからの専門的助言の取得、アパールデータ以外の複数の買収候補者への買収打診等を通じたマーケットチェックその他の適切な公正性担保措置が講じられており、「公正なM&Aの在り方に関する指針」に定められる各公正性担保措置に則った適切な対応が行われていること等から、本株式交換に係る手続の公正性が確保されている旨、及び④上記①から③を踏まえ慎重に検討した結果、当社の取締役会による本株式交換の決定は、当社の一般株主にとって公正なものであると認められる旨が記載された答申書を、2026年9月11日付で当社の取締役会に対して提出しております。

(オ) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した2026年9月11日開催の当社の取締役会においては、取締役3名のうち、代表取締役社長田中正文氏及び取締役副社長出口眞規子氏を除く取締役1名（根木勝彦氏）の賛成により本株式交換の実施を決議しています。代表取締役社長田中正文氏及び取締役副社長出口眞規子氏は、それぞれ当社株式を一定数所有しており、潜在的な特別の利害関係を有する可能性があることから、それぞれ一般株主との利益相反の疑義を回避する観点から、審議及び決議に参加していません。

また、上記取締役会には、本株式交換について利害関係を有しない当社の監査役3名全員が出席し、いずれも本株式交換を実施することについて異議がない旨の意見を述べております。

また、当社は、仮に代表取締役社長田中正文氏及び取締役副社長出口眞規子氏に特別の利害関係が認められなかった場合における定足数の充足性の観点から、上記決議に参加しなかった代表取締役社長田中正文氏及び取締役副社長出口眞規子氏を加えた3名の取締役において、改めて審議の上、上記議案について採決を行い全員一致により決議いたしました。また、当該決議に際しては当社の監査役3名全員が異議がない旨の意見を述べております。

#### (カ) 当社における独立した検討体制の構築

当社は、アバールデータから独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2026年7月以降、本株式交換に関する検討（株式価値の算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びにアバールデータとの協議及び交渉を行う体制を構築いたしました。当該体制の構築には、アバールデータによる関与はありません。

本特別委員会は、2026年7月6日開催の第1回特別委員会において、増田パートナーズ法律事務所の助言を踏まえ、本株式交換について当社内で検討、交渉及び判断を行う体制について確認を行いました。また、当該体制の構築にはアバールデータによる関与はないことを確認いたしました。

これらの取扱いを含め、当社の本株式交換に係る検討体制について、アバールデータからの独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

#### (キ) 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケットチェック）

アバールデータ及び当社は、当社がアバールデータ以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意を一切行っておらず、対抗的買収提案者による買収提案の機会を妨げないこととしております。

また、当社においては、本株式交換の検討過程においてアバールデータ以外の複数の企業への買収打診を行っていることを併せて考慮すると、一定のマーケットチェックが講じられているものと考えております。

### ② 利益相反を回避するための措置

2026年9月10日現在において、両社の間には人的関係や取引関係はなく、また、本株式交換については、有価証券上場規程第441条に規定される「MBO等に係る遵守事項」は適用対象ではありません。もっとも、アバールデータ及び当社は、本株式交換が金銭を対価として当社を完全子会社化する取引であること等を踏まえ、本株式交換に係る意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、当社の一般株主の利益に十分配慮する観点から、上記「① 公正性を担保するための措置」に記載の公正性担保措置を講じております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

現金対価による株式交換の実施のため、該当事項はありません。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) アバールデータの最終事業年度に係る計算書類等の内容

アバールデータの最終事業年度（2026年3月期）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトアクセスの上、ご確認ください。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

① 当社

(ア) 当社は、2026年9月11日開催の取締役会において、アバールデータとの間で、アバールデータを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記「2. 本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

(イ) 当社は、本株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、当社が保有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却する予定です。

② アバールデータ

アバールデータは、2026年9月11日開催の取締役会において、当社との間で、アバールデータを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記「2. 本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都品川区東五反田二丁目3番5号  
五反田中央ビル スタンダード会議室 4階 C会議室

- JR山手線「五反田」駅東口より徒歩5分
  - 都営浅草線「五反田」駅A3番出口より徒歩6分
  - 東急電鉄池上線「五反田」駅より徒歩5分
- ・ 前回の定時株主総会とは開催場所が異なりますので、  
お間違えのないようご注意ください。
- ・ 駐車場の準備はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

